

# 公益社団法人全国珠算教育連盟 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人全国珠算教育連盟と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置き、従たる事務所を東京都台東区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、わが国の伝統文化である珠算に関する調査研究とそれに必要な指導・助成を行い、併せて学校における基礎教育及び社会教育に寄与し、もって珠算教育の普及向上並びに社会の発展に寄与することを目的とする。

### (公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 珠算教育に従事する者の指導と育成
- (2) 研修会及び研究集会の開催
- (3) 珠算教育に関する研究誌等の刊行
- (4) 珠算検定試験及び暗算検定試験等の実施
- (5) 珠算競技会の実施
- (6) 珠算教育の普及向上に関する広報活動
- (7) 珠算学習者の海外派遣による体験活動の実施
- (8) 珠算教育に関する調査及び研究
- (9) 学校における珠算授業の支援
- (10) 珠算に関する文献・資料の収集及び保存
- (11) 珠算教育に関する海外との学術交流
- (12) 関係諸団体との交流と連携
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項第7号及び第11号を除く事業は日本全国、前項第7号及び第11号は本邦及び海外で行うものとする。

### (その他の事業)

第5条 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 珠算教育振興策に関する事業
- (2) 珠算教場に関する指導及び助言
- (3) その他前各号に定める事業に関連する事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人（成年者）
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体若しくは法人
- (3) 特別会員 この法人の目的、事業に賛同する学識経験者及び教育関係者

2 前項の会員に関する細部事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規則による。

3 この法人の社員は、正会員の中から、50名以上80名以内で選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

4 代議員は、各支部に所属する正会員の中から正会員の互選によって選任する。

5 代議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

6 代議員の選出に関する事項は、理事会の決議により別に定める代議員の選出に関する規則による。

- 7 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 8 第4項の代議員選挙は、2年に1度、6月までに実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。  
ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 9 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 10 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。  
(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨  
(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するとき、その旨及び当該特定の代議員の氏名  
(3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 11 第9項の補欠の代議員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第8項の代議員選挙終了の時までとする。
- 12 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。  
(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）  
(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）  
(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）  
(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧権等）  
(5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）  
(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）  
(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）  
(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 13 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

#### (入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。
- 2 入会は、社員総会において、別に定める入会及び退会規程（以下「入会及び退会規程」という。）の規準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において、別に定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。
- 2 賛助会員は、会費規程により賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費等及び賛助会費については、その全額をその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

#### (会員の資格喪失)

- 第9条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
- (1) 退会したとき。  
(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。  
(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。  
(4) 団体又は法人である会員が解散したとき。  
(5) 除名されたとき。  
(6) 会費規程に定められた期日までに会費を納入しなかったとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(種類)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 入会の基準及び会費等並びに賛助会費の金額
- (5) 計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び財産目録の承認
- (6) 正会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第16条 この法人の定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席社員の中から選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、総社員の議決権の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項（以下「特別決議事項」という。）のほかは、総社員の過半数が出席し、出席した社員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 特別決議事項は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上をもって決する。

3 第1項前段において、議長は社員として決議に加わることはできない。

(議決権の書面議決及び代理行使)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事録は、法令の定めるところにより作成し、理事長及び議長が署名、押印しなければならない。

(社員総会運営規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会の決議により別に定める社員総会運営規則による。

## 第5章 役員等

(役員)

第24条 この法人には、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名を副理事長、5名以内を執行委員長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、執行委員長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び執行委員長は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その職務を執行する。

3 執行委員長は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、執行委員長は、毎事業年度毎に、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定められているところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) 監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- (9) その他監事に関する必要な事項は、別に定める。

#### (任期)

- 第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 補欠によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員退任により第24条に規定する役員員数が欠けた場合には、その役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利・義務を有する。

#### (解任)

- 第29条 役員は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (報酬等)

- 第30条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支払うことができる。その額については、社員総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。
- 2 役員には、職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

#### (取引の制限)

- 第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間におけるこの法人と理事との利益相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前項の取扱いについては、第43条に定める理事会運営規則によるものとする。

#### (責任の免除又は限定)

- 第32条 この法人は、役員法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金60,000円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

#### (名誉会長、顧問及び参与)

- 第33条 この法人には、名誉会長1名、顧問若干名及び参与若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長・顧問及び参与は、社員総会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の最高相談役とする。
- 4 顧問及び参与は、理事会の諮問に応えるものとする。
- 5 名誉会長及び顧問には、報酬を支払うことができる。
- 6 名誉会長・顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 7 名誉会長・顧問及び参与には、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合には、「役員」を「名誉会長・顧問及び参与」と読替える。

## 第6章 理事会

### (設置)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第35条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、委員長の選定及び解任

- 2 理事会は、重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

### (種類及び開催)

第36条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 監事から理事長に招集の請求があったとき。

### (招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項において、理事長が期日までに招集しない場合には、当該理事又は監事が招集することができる。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第38条 理事会の議長は、理事長とする。

### (定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

### (決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び出席した監事が署名、押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

## 第7章 財産及び会計

(基本財産の維持並びに処分)

第44条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会が定める財産は、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(財産の管理運用)

第45条 この法人の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は、財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、第2項の定時社員総会終了後直ちに法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

#### (財産の処分又は譲受)

第50条 この法人が、重要な財産の処分又は譲受を行おうとするときは、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

#### (会計原則)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の慣行に従うものとし、その細部事項については、理事会が別に定める会計規程によるものとする。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第52条 この定款は、第55条の規定を除き、社員総会において総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

#### (合併等)

第53条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決がなければ、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の一部を廃止をすることができない。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解散)

第54条 この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の議決その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の処分)

第56条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

### 第9章 委員会及び支部

#### (委員会及び支部)

第57条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、委員会及び支部を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のなかから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める委員会に関する規則による。

4 支部に関する細部事項は、理事会の決議により、別に定める支部に関する規則による。

### 第10章 事務局

#### (設置)

第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める事務局に関する規則による。



(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 正会員名簿及び正会員の異動に関する書類
  - (3) 代議員名簿
  - (4) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
  - (5) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (6) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
  - (7) 財産目録
  - (8) 役員の報酬等及び費用に関する規程
  - (9) 事業計画及び収支予算書
  - (10) 事業報告及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書）
  - (11) 前号の監査報告書
  - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほかに、第60条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第62条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(補則)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は梶川眞秀、執行委員長は、澤田悦子、工藤壽和、杉山忠郎、岡久泰大とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第6条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。